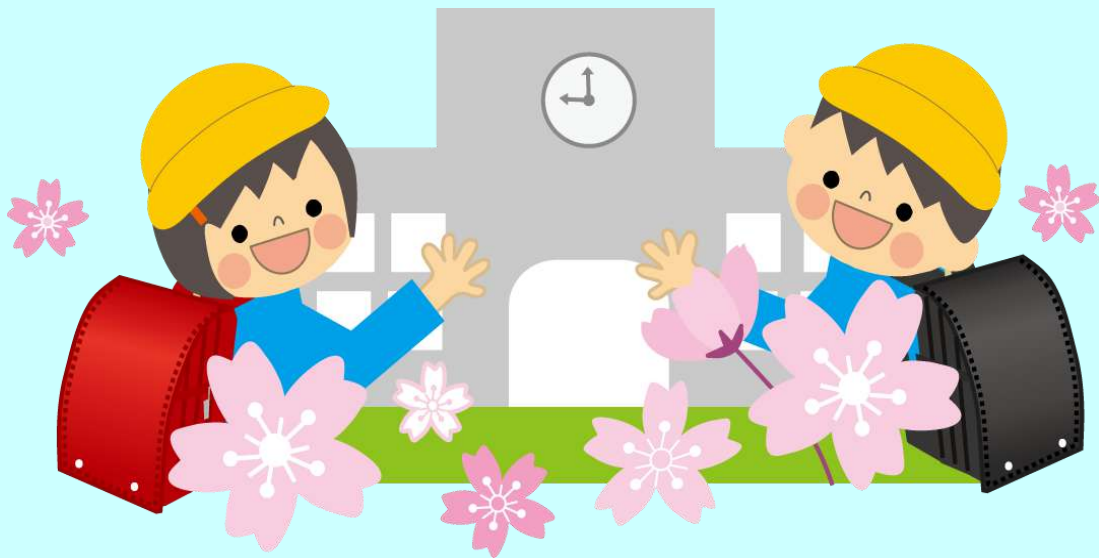


放課後キッズクラブ 入会のしおり 令和7年度版



**汲沢小学校放課後キッズクラブ
運営法人 ライクキッズ株式会社**

(注) 本案内の内容は、令和7年1月時点で作成したものです。

目次

I 放課後キッズクラブの制度等について	
I-1 放課後キッズクラブとは	P.1
I-2 運営法人 ライクキッズ株式会社 について	
I-3 放課後キッズクラブの開所日	
I-4 放課後キッズクラブの利用区分	P.2
I-5 わくわく【区分1】の概要	P.3
I-6 すくすく【区分2】の概要	P.5
I-7 保険への加入	P.7
I-8 入退室等管理システムの使用	P.8
II 活動について	
II-1 汲沢小学校放課後キッズクラブの活動	P.9
II-2 プログラム	
II-3 おやつ	P.10
II-4 学校休業日等の昼食	
II-5 キッズクラブからの帰り方（一斉下校・お迎え）	P.11
II-6 「利用カード」の活用について	P.12
II-7 広報誌『キッズニュース』	P.14
II-8 利用当日の流れ	P.15
II-9 キッズクラブの利用にあたってのお願い	P.16
II-10 事故が起きた時の対応	P.17
III 利用に当たっての各種手続き等について	
III-1 利用申込み	P.18
III-2 利用予定	P.23
III-3 利用区分の変更	
III-4 利用料等の支払方法	P.24
IV 非常災害時等の対応について	
IV-1 警報発表時等の対応	P.25
IV-2 熱中症警戒アラート等発表時等の利用	P.26
IV-3 地震	P.28
IV-4 Jアラートを通じた緊急情報への対応	
V その他	
V-1 保護者会等	P.29
V-2 ご意見・ご要望等	
V-3 お問い合わせ先	
(参考資料)	
・ 保険に関するQ&A	
・ 令和7年度放課後キッズクラブの利用にあたって必要な書類等について	
(様式等)	
・ 放課後キッズクラブ利用申込書、利用申込書記入例	
・ 放課後キッズクラブ利用区分変更申込書、変更申込書記載例	
・ 就労（予定）証明書、就労（予定）証明書記入例	
・ 自営業従事者等申告書	
・ 病気・障害等申告書	
・ 求職活動申告書	
・ 放課後キッズクラブ利用料減免申請書	
・ 利用にあたってのお願い兼放課後キッズクラブ利用料減免適用外申出書	

I 放課後キッズクラブの制度等について

I-1 放課後キッズクラブとは

放課後キッズクラブは、小学校施設を活用して放課後の安全・安心な居場所を提供する事業です。

① 全ての子どもたちを対象に無償で「遊びの場」を提供すること

② 留守家庭児童等を対象に「生活の場」を提供すること

を目的に実施しています。(P2)

平成16年度に開始され、令和2年度には横浜市立の全ての小学校に設置されています。

汲沢学校放課後キッズクラブは、戸塚区が選定した法人(運営法人：ライクキッズ株式会社)が運営を行っています。

I-2 運営法人 ライクキッズ株式会社 について

汲沢小学校放課後キッズクラブを運営するライクキッズ株式会社は、直営の認可・認証保育園をはじめ放課後キッズクラブ・学童クラブ・児童館等、公的な子育て支援の運営を行っています。

参加する子どもたち一人ひとりと向き合いながら、子どもたちが毎日楽しく安全に過ごすことが出来るように充実した遊びを提供します。

I-3 放課後キッズクラブの開所日

放課後キッズクラブは、日曜日及び国民の祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除き、原則として開所します。

ただし、放課後キッズクラブを閉所するやむを得ない理由がある場合^(※1)や、利用希望がない場合等において、閉所または開所時間を短縮する場合があります(閉所または開所時間を短縮する場合の連絡は入退室等管理システム(P8)で行います)。

また、利用可能な日や時間は利用区分によって異なります(P2)。

<放課後キッズクラブを閉所するやむを得ない理由がある場合の例>

	警報発表時(P23、24)	熱中症警戒アラート等発表時(P25)	学級閉鎖等
わくわく【区分1】	閉所	閉所	感染拡大を防止するため、閉鎖対象となった学級・学年・学校の児童 ^(※2) は、体調不良の有無にかかわらず、クラブの利用・参加はできません。
すくすく【区分2A・B】 (わくわく【区分1】のスポット利用(P3)含む)	開所 ※特別警報発表時は閉所	開所	

※1 表に記載がない事由においても、学校都合等により閉所をする場合があります。

※2 学級閉鎖が学級・学年単位の場合は、他の学級・学年の児童の活動は行います。

I-4 放課後キッズクラブの利用区分

利用にあたっては、まず、利用区分を選択いただきます。利用区分は、遊びの場の利用を目的とした「わくわく【区分1】」と、遊びの場に加えて留守家庭児童等の生活の場の利用を目的とした「すくすく【区分2】」があります。

また、「すくすく【区分2】」には、午後5時まで利用の「すくすく・ゆうやけ【区分2 A】」と午後7時まで利用の「すくすく・ほしぞら【区分2 B】」があります。

【利用区分ごとの概要】

利用区分		わくわく 【区分1】※1	すくすく【区分2】	
			ゆうやけ【区分2 A】※2	ほしぞら【区分2 B】
利用目的		遊びの場	遊びの場+生活の場	
登録条件		・汲沢小学校に通学している児童であること ・汲沢小学校区に居住し、国立小学校、私立小学校又は特別支援学校等に通学している児童であること。		
		—	<u>留守家庭児童等※3</u> であること	
利用時間	平日	放課後から <u>午後4時まで</u>	放課後から <u>午後5時まで</u>	放課後から <u>午後7時まで</u>
	土曜日	<u>利用できません</u>	午前8時30分～ <u>午後5時まで</u>	午前8時30分～ <u>午後7時まで</u>
	土曜日 を除く 学校休業日	<u>午前10時～11時30分または 午後1時～2時30分</u> ※4	午前8時～ <u>午後5時まで</u>	午前8時～ <u>午後7時まで</u>
お迎え		<u>キッズクラブで定めている最終下校時刻後に下校する場合は、保護者又は保護者から指定された方のお迎えが必要となります。(P11)</u>		
利用料		<u>無料</u>	<u>月額2,000円</u> +おやつ代 (7・8月は2,500円+おやつ代)	<u>月額5,000円</u> +おやつ代 (7・8月は5,500円+おやつ代)
			減免制度あり(P6)	
保険加入料		年額700円(P7)		
定員		なし	あり	

※1 表の説明のほか、有料でスポット利用(P3)ができます。

※2 表の説明のほか、有料で延長利用(P5)ができます。

※3 保護者が就労等により、放課後の時間帯において、お子さんを保護・養育することが難しい世帯のお子さんをいいます。

※4 午前・午後のどちらかの時間帯で利用できます。ただし、夏季休業日は午前だけの利用となり、午後は利用できません。

I-5 わくわく【区分1】の概要

(1) 利用時間

平日	放課後～ <u>午後4時</u>
土曜日	<u>利用できません</u> (※1)
学校休業日	<u>午前10時～11時30分または午後1時～2時30分</u> (※2)

※1 スポット利用や、特別なプログラムのある日でプログラムに参加する場合は利用できます。

※2 午前・午後のどちらかの時間帯で利用できます。ただし、夏季休業日は午前からのみの利用となり、午後は利用できません。

(2) スポット利用

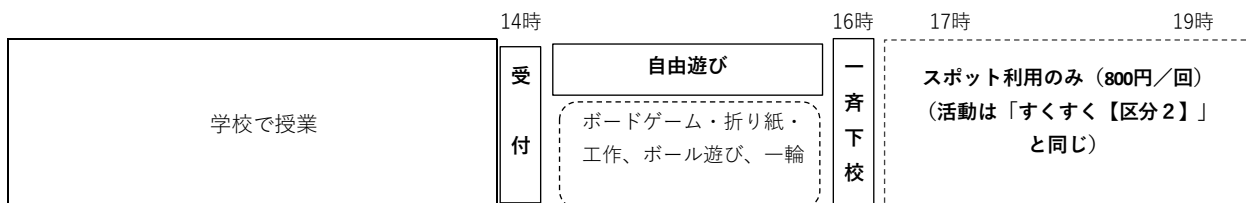
スポット利用とは、保護者の一時的な用事等により、放課後の時間において自宅を留守にする場合などに、わくわく【区分1】のお子さんを、午後7時まで受入れる制度です（土曜日・学校休業日も午後7時まで利用できます）。スポット利用には、原則あらかじめのお申込みが必要で、1回あたり800円のスポット利用料とおやつ代（実費）がかかります。

<注意事項>

定員の空き状況等により利用できない場合があります。

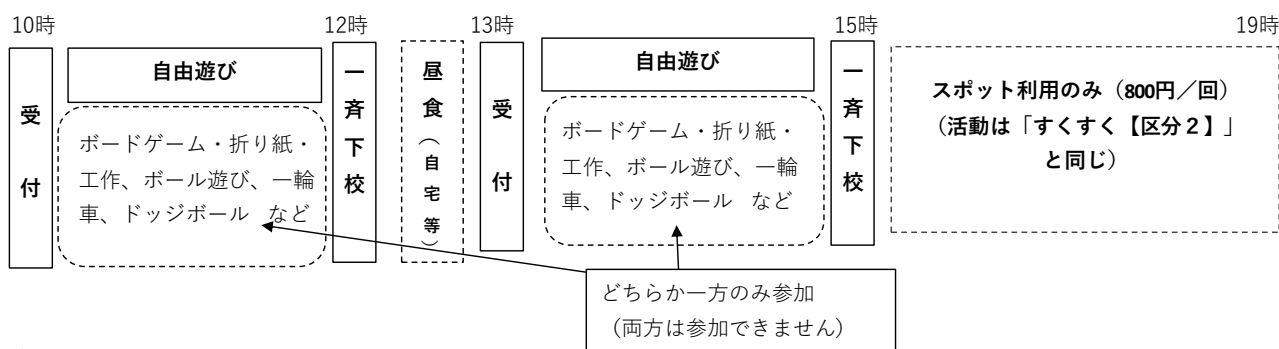
(3) 一日の活動スケジュール（標準例）

<平日（学校のある日）>



★自由遊びの時間には、プログラムを実施することもあります。希望するお子さんはプログラムに参加することもできます。

<学校休業日（土曜日除く）>



★利用方法は、学校がある日と同じです。

★わくわく【区分1】のお子さんは、午前または午後の時間帯のどちらかの時間帯に参加します（両方は参加できません）。

※夏季休業日のみ午前1回

★わくわく区分のお子さんは、スポット利用の場合を除き、キッズクラブ内では昼食を食べられません。

※ 上記の図は横浜市が示す一例で、実際の活動スケジュールや内容は異なる場合があります。
スケジュールは利用する施設に確認をお願いします。

(4) 利用料

わくわく【区分1】の利用料は無料ですが、利用料とは別に保険料がかかります。また、プログラム（P 9）に参加する場合、材料費等の実費がかかる場合があります。

<注意事項>

わくわく【区分1】の利用時間は午後4時までのため、退室時間が4時1分以降になると、スポット利用料（800 円/回）とおやつ代（実費）が発生しますので、あらかじめ御承知おきください。

(5) 非常時における利用制限について

警報発表時（P23、24）や熱中症警戒アラート等発表時（P25）、感染症の影響がある場合等、児童の安全な遊び場の確保が困難な状況においては、わくわく【区分1】の利用を制限させていただく場合があります。

利用を制限する場合には、あらかじめ、保護者の皆さまに対して、入退室等管理システム（P 8）によりお知らせさせていただきます。

I-6 すくすく【区分2】の概要

(1) 利用時間

	すくすく・ゆうやけ【区分2 A】※	すくすく・ほしぞら【区分2 B】
平日	放課後～ <u>午後5時</u>	放課後～ <u>午後7時</u>
土曜日	午前8時30分～ <u>午後5時</u>	午前8時30分～ <u>午後7時</u>
土曜日を除く 学校休業日	午前8時～ <u>午後5時</u>	午前8時～ <u>午後7時</u>

※ 延長料（400 円/回）を支払うことで、午後7時まで利用することができます。

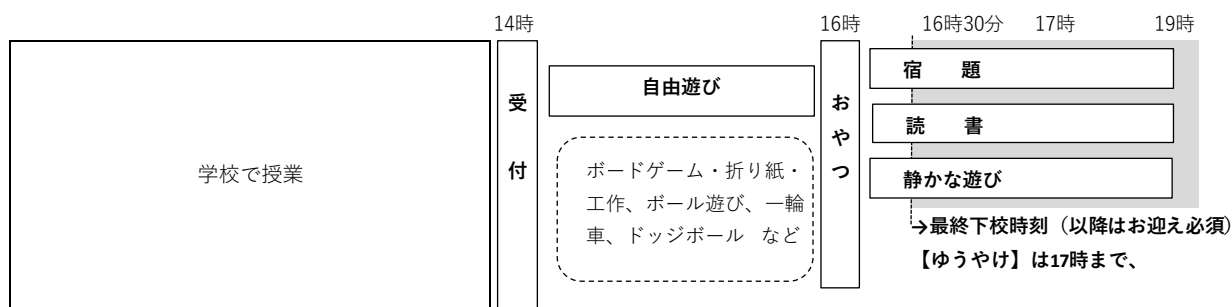
(2) 延長利用

延長利用とは、すくすく・ゆうやけ【区分2 A】のお子さんを、保護者の一時的な用事等がある場合に、午後5時を超えて午後7時まで受入れる制度です。

延長利用には、原則、あらかじめのお申込みが必要で、1回あたり400円の延長利用料がかかります。

(3) 一日の活動スケジュール（標準例）

<平日（学校がある日）>

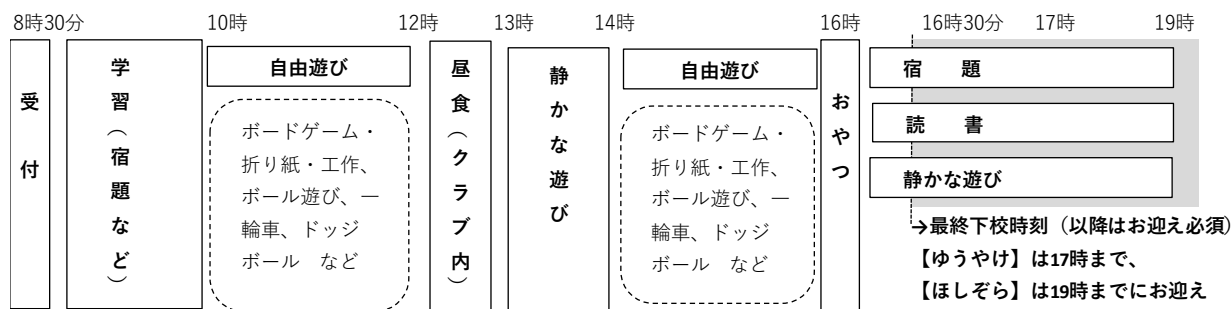


★自由遊びの時間には、プログラムを実施することもあります。希望するお子さんはプログラムに参加することもできます。

★16時以降は、おやつを食べたり、宿題や読書など静かな活動を行います。

★キッズクラブが設定する最終下校時刻（季節によって異なる）を過ぎたら、保護者のお迎えが必要となります。

<学校休業日>



★利用方法は学校がある日と同じですが、1日中キッズクラブで過ごすため、生活習慣やリズムが崩れないように配慮して活動します。

★土曜日は8時30分からの開所です。

※ 上記の図は横浜市が示す一例で、実際の活動のスケジュールや内容は異なる場合があります。
スケジュールは利用する施設に確認をお願いします。

(4) 利用料

すくすく【区分2】は、「生活の場」として保護者が安心して子育てと就労等を両立できるよう支援することを目的としており、利用者には相応の利用料をご負担いただいております。利用料はキッズクラブの運営及び活動を維持していくための経費としています。

また、利用料とは別におやつ代（実費相当）や保険料がかかる（P7）ほか、プログラム（P9）に参加する場合に材料費等の実費がかかる場合があります。

	すくすく・ゆうやけ【区分2 A】	すくすく・ほしぞら【区分2 B】
利用料（月額）※	<u>2,000 円</u> （7・8月は2,500 円）	<u>5,000 円</u> （7・8月は5,500 円）
延長料（午後7時まで）	1 回あたり 400 円	—
おやつ代	実費相当	

※ すくすく【区分2 A・B】の利用料は、その月の利用がなくても発生します。

<注意事項>

すくすく【区分2 A】の利用時間は午後5時までのため、退室時間が5時1分以降になると、延長料（400 円/回）が発生しますので、あらかじめ御承知おきください。

【利用料減免制度】

横浜市では、放課後キッズクラブのすくすく【区分2】を利用するに当たり、経済的な理由でお困りの方に対して月額利用料を減免し、利用を支援する制度を設けています。

	説明
減免対象者 ※1・2	以下の①～③のいずれかに該当する方 ① 生活保護世帯の方 ② 市民税所得割非課税世帯の方 ③ 横浜市就学援助を受けている方
減免額	<u>上限 2,500 円/月</u>
減免対象費用	月額利用料 ※おやつ代、プログラム参加費等の実費、すくすく・ゆうやけ【区分2 A】の延長料（400 円/回）及び保険加入料は減免の対象となりません

※1 ①～③の要件を満たさなくなった場合（例：就学援助の対象でなくなった場合、婚姻により非課税世帯ではなくなった場合等）、速やかに減免適用外申出の手続きをお願いします。

※2 虚偽又は不正な申請等により、減免を受けた場合には、通常の利用料を遡ってお支払いいただきます。

I-7 保険への加入

放課後キッズクラブでは、利用区分にかかわらず、利用いただく皆様に万一の怪我や事故の賠償責任に備えて保険にご加入いただくとともに、保険の掛金（お子さん1人につき年額 700 円）を負担していただきます。

この保険は汲沢小学校キッズクラブを利用するお子さんを対象に、運営法人ライクキッズが加入するものです。利用申込の際に、保険掛け金の領収書等の添付が必要になりますので、申込前までに保険掛け金をお支払いください。

なお、保険の掛金は年間掛金を適用しているため、一度納入された掛金は、返金することができません。
また、「保険に関するQ&A」も、あわせてご一読ください。

<Chubb 保険とは>

チャブ保険は、斬新な発想とチャブ・グループのグローバルなネットワークをもとに、「選ばれる保険会社」を目指し、顧客のニーズと満足を重視した世界水準の商品とサービスを提供しています。

(1) 保険の掛金

お子さん1人につき年額 700 円(内訳：Chubb 保険 600 円 日新火災 100 円)

(2) 補償内容

	内容	保険金額・支払限度額※
傷害 保険	通院（1日目から 30 日限度）	1,500 円/日
	入院（1日目から 180 日限度）	4,000 円/日
	死亡	3,000 万円
	後遺障害	90～3,000 万円
賠償 責任	対人・対物賠償合算 （ただし、対人賠償）	支払限度額 1 事故 5 億円
		支払限度額 1 名 5 億円

(3) 対象となる事故の範囲

①損害補償・・・放課後キッズクラブ利用中のお子さんの事故

放課後キッズクラブと自宅の間を往復途中のお子さんの事故（交通事故を含む）

②賠償責任・・・放課後キッズクラブ活動中に児童が他人にケガをさせたり他人の物をこわしたり、法律上の賠償責任を負うことによって被った被害を補償

(4) 支払方法

下記口座に保険料 700 円をお振込みください。(振込手数料も保護者負担になります。)
年度毎のお支払いになりますので、よろしくお願いいたします。

- | | |
|----------------------|-----------------|
| • 銀行：三菱UFJ 銀行 (0005) | • 支店：藤沢支店 (257) |
| • 種別：普通預金 | • 番号：0042434 |
| • 名義：ライクキッズ (株) | |

※お子様の名前でお振込みをお願いします。

※ご兄弟で申し込まれる場合は、人数分をまとめて振り込むことができます。

その際は、どちらかおひとりの名前で振り込みをお願いします。

※振込明細書のコピーを取り、利用申請書と一緒にキッズクラブに提出をお願いします。

インターネットバンキング等をご活用の場合は、振り込み完了のページを印刷して
提出をお願い致します。(新規入退室管理システム導入に伴い電子申請になる?)

(5) その他

・利用申込みの際に提出していただいた個人情報については、保険金の請求のために契約保険会社に提供することがありますのでご了承ください。

・事故発生日から3か月以上経過しても保険金請求にかかる案内が届かない場合は、放課後キッズクラブまでご連絡ください。

I-8 入退室等管理システムの使用

汲沢小学校キッズクラブを利用するに当たっての各種手続の多くは、入退室等管理システム（以下、「システム」という。）で行います。

また、保護者の方に安心してキッズクラブをご利用いただくために、お子さんの入室・退室の情報を、あらかじめご登録いただいたメールアドレスに通知します。

システムの操作方法等については、別紙「放課後キッズクラブでの各種手続について」をご確認ください。

システムでの手続が困難な場合は、別途放課後キッズクラブまでご相談ください。

Ⅱ 活動について

Ⅱ-1 汲沢小学校放課後キッズクラブの活動

汲沢小学校放課後キッズクラブは、主に「キッズルーム」「アドベンチャールーム」「校庭」が活動場所です。平日の活動としてキッズルームでは、ぬりえ・将棋・カードゲーム・おままごとなどのおもちゃでお友達と遊んだり本に夢中になる子どもも多く、楽しい時間を過ごしています。

外遊びでは、ボールあそび・おにごっこ・一輪車や、校庭に設置されている大型遊具も人気です。

1年生から6年生の幅広い学年の子どもたちが共に活動することにより、学年を超えて思いやりの心や団結力が育まれるように支援しています。また、「ぐみきっずなつまつり」や地域の方にご協力いただき実施している「むかしあそびの会」など、保護者も一緒に参加できるイベントもあります。

放課後キッズクラブでは、放課後児童支援員^(※)を中心とした職員が、児童の育成支援や遊びの場の提供などを行っています。

※ 保育士・社会福祉士などの資格保有者、教員免許の保有者、高等学校等を卒業して2年以上（かつ2,000時間以上）放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事し市長が適当と認めた者など、一定の要件を満たした者が、都道府県等が行う研修を修了することで「放課後児童支援員」になることができます。

Ⅱ-2 プログラム

放課後キッズクラブでは、こどもたちの活動を充実させるために、プログラムを実施しています。

プログラムには「無料のプログラム」「有料のプログラム」、「事前申し込みが不要なプログラム」「事前申し込みが必要なプログラム」などがあります。

【汲沢小学校放課後キッズクラブのイベント＜一部抜粋＞】

毎月イベント（無料）…「工作プログラム」「カレンダー工作」

申込イベント（有料）…「かきかた教室（1回500円）」※事前申込が必要です。

・イベントの詳細については、毎月発行の「キッズニュース」でお知らせします。

システムで、プログラムの実施日の確認や申込をすることができます。詳しい内容は、今後キッズニュース（P12）等でお知らせします。

＜注意事項＞

- ・プログラムによっては、定員を設けて実施する場合があるため、希望のプログラムに参加できない場合があります。
- ・わくわく【区分1】のお子さんが午後4時を越えて実施するプログラムに参加する場合には、プログラム終了時間まで参加することになります。終了時間が最終下校時刻（P11）を過ぎる場合など、保護者のお迎えが必要になる場合があるため、下校時刻についてお子さんとも確認しておくようにしてください。

Ⅱ-3 おやつ

すすく【区分2 A・B】及びわくわく【区分1】のスポット利用するお子さんには、おやつを提供します。おやつは昼食と夕食の間の補食として位置づけ、満腹にならないよう配慮します。

おやつは、放課後キッズクラブで用意し、おやつ代として実費相当額を保護者の方にご負担いただきます。原則、持ち込みはご遠慮いただいておりますが、特別の事情がある場合等は、別途ご相談ください。

【重要なお願い】学校生活管理指導表（写し）の提出について

お子さんの食物アレルギーについては、利用区分にかかわらず、必ず利用申込時に申告いただくとともに、学校に提出する「学校生活管理指導表」の写しをあわせて添付してください。

また、学校生活では提供されない食物（そば、くるみ等）に対するアレルギー疾患を持つ児童等、学校生活管理指導表を学校に提出していない場合でも、医師の診断に基づく「学校生活管理指導表」（写し）をあわせて添付してください。

なお、申込後に、食物アレルギーが判明した場合は、速やかにキッズクラブのスタッフへお知らせください。

Ⅱ-4 学校休業日等の昼食

夏休みなどの学校休業日や、学校がある日でも給食が提供されない日など、放課後キッズクラブで昼食を食べる必要がある日は、お弁当を持参してください。特に夏場などは、お弁当の中身が傷まないよう保冷剤を入れるなどの配慮をお願いします。

例年は、小学校の「保険相談室」をお借りして空調の効いた部屋でお弁当を保管しております。

【横浜市による取組】

令和6年度に、放課後キッズクラブでの長期休業期間中の昼食提供が夏休みにモデル実施されました。令和7年度の実施については、横浜市から別途お知らせがあります。

【参考】令和6年度の昼食提供（モデル実施）の概要

期間：夏休み（お盆休み等は事業者によって提供しない場合有）

料金：400 円/食

対象：すすく【区分2 A・B】登録で希望する方

Ⅱ-5 キッズクラブからの帰り方（一斉下校・お迎え）

キッズクラブからの帰り方は、お子さんだけで帰る場合と、保護者等によるお迎えの2種類があります。
 なお、お子さんだけで帰る場合には、お子さんの安全面を考慮し、一斉下校を行っています。
 システムで利用予定を登録する際（P21）に、帰宅時間とお迎えの有無を入力してください。

また、「最終下校時刻」以降は、お子さんだけの帰宅はできませんので、必ず保護者等によるお迎えが必要です。

<キッズクラブからの帰り方>

	～最終下校時刻	最終下校時刻後
帰り方	一斉下校 保護者等によるお迎え	保護者等によるお迎え (お子さんだけの帰宅はできません)

(1) 一斉下校

一斉下校で帰宅する場合は、保護者等のお迎えを必要とせず、お子さんだけで帰宅することができます。一斉下校時刻は30分毎に設定していますので、お子さんだけで帰る場合には、「一斉下校時刻」の時間を、システムで利用予定に登録してください。

なお、最終下校時刻は季節によって異なるため、ご注意ください。

<一斉下校時刻と最終下校時刻>

	一斉下校時刻				最終下校時刻
4～9月	午後3時30分	午後4時00分	午後4時30分	午後5時00分	<u>午後5時00分</u>
10月	午後3時30分	午後4時00分	午後4時30分	—	<u>午後4時30分</u>
11～1月	午後3時30分	午後4時00分	—	—	<u>午後4時00分</u>
2～3月	午後3時30分	午後4時00分	午後4時30分	—	<u>午後4時30分</u>

【新1年生の一斉下校開始日について】

新1年生のお子さんの一斉下校開始は4月15日からです。それまでは、保護者等によるお迎えをお願いします。

(2) 保護者等によるお迎え

最終下校時刻後の帰宅となる場合、又は最終下校時刻前でも保護者等のお迎えを希望する場合は、お迎えでの帰宅となります。

ア お迎えができる方

保護者又は代理引き取り人のみ、お迎えができます。

代理引き取り人については、利用申込時に登録をお願いします。なお、代理引き取り人がお迎えをする場合は、マイナンバーカードや運転免許証等の本人確認書類を提示していただく場合があります。

イ 車による送迎

車でのお迎えは原則できません。近隣にお住まいの方への影響もありますのでご協力をお願いします。

Ⅱ-6 「利用カード」の活用について

『入退室管理システム』でお子さんの利用予定を確認し、『利用カード』でその日に実際に利用する（した）かを確認します。毎日、登校前にお子さんと「今日、キッズに行くかどうか」を確認し、利用する場合
には『利用カード』に、保護者の方が必要事項を記入の上、お子さんに持たせ、放課後キッズクラブにご提出ください。

<利用カードの記入方法> ※利用カードのイメージと合わせてご確認ください。

- ① お子さんの利用区分にマルを付け、学年・組・お子さんの氏名を記入します。
- ② 利用予定表で利用予定を確認し、必要事項（「下校時間」・「お迎えの有無」・「保護者印（署名も可）」）を記入して、お子さんに持たせてください。放課後キッズクラブに来たら、「利用カード」を職員に渡すようにしてください。放課後キッズクラブで利用の印を押します（それが「利用確認」になります）。

<利用カードのイメージ>

汲沢小学校放課後キッズクラブ

利用区分に〇 【区分1 (わくわく)】 / 【区分2A (ゆうやけ)】・【区分2B (ほしぞら)】

[illegible]

★ 保護者が必ず記入するようにしてください ※ 鉛筆不可

<利用日にお子さんが利用カードを忘れた場合>

・利用予定表の記載があっても（又は記載の有無にかかわらず）キッズクラブから利用の確認するため、保護者の方に連絡をします。

・保護者の方の利用確認が取れるまでは、わくわく【区分1】においては午後4時まで、すくすく【区分2 A】においては午後5時までお子さんをキッズクラブに留め置きます。

・なお、すくすく（ゆうやけ）【区分2 A】のお子さんが午後5時を越えて留め置きとなった場合には、延長料として400円/回がかかります。

・利用カードがなく、かつ『入退室管理システム』での利用予約が入っていない場合は原則キッズクラブを利用できません。お子さんはそのまま下校することになりますので、予めご注意ください。

<予定外の利用の場合（「利用予定表」での申込みがなく、急きょ利用したい場合）>

・わくわく【区分1】（スポット利用除く）においては、利用カードの必要事項と共に連絡事項欄に「急な利用である旨」を記入してください。「利用カード」で保護者印（又は署名）が確認できる場合は、保護者の方からの電話連絡は不要とします。

・すくすく区分【区分2A・B】や、わくわく【区分1】のスポット利用の場合においては、おやつ準備等があるため、原則として前日の午後7時までにキッズクラブに電話連絡をお願いします。利用当日は「利用カード」に必要事項および連絡事項欄「連絡をした日」を記入いただき、お子さんに持たせてください。

<利用を取りやめる場合>

当日の午後2時30分頃までに、キッズクラブへ利用取りやめの電話かみまもりキッズでの連絡をお願いします。

なお、午前中は留守番電話に設定していますので、留守番電話への録音をお願いします。

【利用にあたっての保護者の方へのお願い】

- ・お子さんの安全確認の観点から、利用予定表に記載された日の利用が原則です。
- ・利用カードの忘れや急な利用、急な取りやめ等は、スタッフがその対応に追われることで、キッズクラブを利用する子どもたちの活動に支障が出る可能性があります。また、保護者のなりすまし等、防犯上の観点からも、極力お控えくださいますようお願いいたします。
- ・急な利用・急な取りやめなど、予定と異なる利用をする場合には、必ずキッズクラブに電話連絡するようにお願いします。学校や担任の先生への電話連絡や連絡帳などの連絡はしないでください。

Ⅱ-7 広報誌『キッズニュース』

放課後キッズクラブから保護者の皆さまやお子さんへのお知らせは、放課後キッズクラブが発行する『キッズニュース』により行います。『キッズニュース』の内容については、ぜひ、お子さんと一緒に確認をお願いします。

(1) 発行日と配付方法

『キッズニュース』は毎月20日ごろに発行し、学校の担任の先生を通じて、全校児童に『キッズニュース』を配付するご家庭に配付するほか、システムからも配信をします。

夏休みや冬休み等の長期休業中の利用方法のお知らせ等、大切なお知らせをすることもございますので必ずご確認ください。

(2) 『キッズニュース』の内容

ア 翌月の予定

放課後キッズクラブの翌月の予定等をお知らせします。

例：プログラム（内容や参加料、申込締切日、申込方法等）、保護者会や防災・避難訓練の日程等

イ 活動の様子

放課後キッズクラブの日々の活動の様子や、実施したプログラムの内容等をお知らせします。

写真付の分かりやすい内容でお知らせすることもあります。お子さんと一緒に楽しんでください。

<『キッズニュース』等への写真掲載>

『キッズニュース』では、子どもたちの活動の様子を写真入りで掲載することがあります。また、『キッズニュース』は、放課後キッズクラブの紹介のため、学校外の方へお渡しすることもあります。が個人を特定できないような配慮をいたします。

また、『キッズニュース』以外にも写真を使用しての活動の紹介を随時行います。写真掲載を希望されない場合は、利用申込をする際に、写真掲載の同意欄で「同意しない」を選択してください。

ウ お知らせとお願い

その他、放課後キッズクラブからのお知らせとお願いを随時掲載します。

Ⅱ-8 利用当日の流れ

(1) 授業終了後からキッズルームへ行くまで

ア 各学級での帰りの会が終わったら、各昇降口で外履きに履き替えてB棟の昇降口へ行きます。
B棟昇降口にキッズ用の下駄箱がありますので、そこでキッズ用の上履きに履き替えます。
キッズクラブはB棟2階の角部屋です。

※ 学校休業日等については、和光堂門から入り、B棟の昇降口からキッズルームまで行きます。

イ 上履きを上履き入れに入れたら、キッズルームに入ったら、キッズクラブのスタッフに従って受付をします。受付では、利用カードの確認とお子さん専用の二次元コード^(※)を読み取ります。二次元コードを読み取ると、入退室システムで登録したメールアドレスに入室のお知らせが届きます。

※ 二次元コードは、利用カードに貼りつけています。

ウ ランドセルをロッカーに入れて、スタッフの指示に従って、活動を開始します。

(2) 持ち物

キッズクラブへの持ち物は「平日（学校がある日）」と「学校がお休みの日」によって異なります。持ち物には必ずお子さんの名前を記入してください。季節に応じた持ち物等は、随時『キッズニュース』等でお伝えします。

※ 教室に忘れ物をしてしまっても、一度キッズクラブに来たら教室には戻れません。

平日	学校休業日
・利用者カード（利用日に「下校時間」「お迎えの有無」「保護者印（署名も可）」の記入をお願いします） ・水筒（中身は水かお茶をお願いします） ・上履き（サイズが合わなくなってくるので、サイズ確認を適時お願いします）	・利用者カード（利用日に「下校時間」「お迎えの有無」「保護者印（署名も可）」の記入をお願いします） ・水筒（中身は水かお茶をお願いします） ・上履き（サイズが合わなくなってくるので、サイズ確認を適時お願いします） ・学習道具^(※) ・お弁当（お弁当の中身が傷まないよう保冷剤を入れるなどの配慮をお願いします）

※ 学校で使用している学習タブレットの持ち込みは可能ですが、キッズクラブでの使用に際してタブレットに破損・紛失等があった場合、原則、キッズクラブは一切責任を負いません。使用に当たっては、十分注意するようお子さまとお話してください。

<注意事項>

学校に持って来てはいけないもの（ゲーム機、玩具等）は、キッズクラブにも持ってくることはできません。

(3) 帰り方

ア 最終下校時刻まで（一人帰り）

一斉下校時刻が近づいたら、キッズクラブのスタッフがお子さんに声かけし、帰宅の準備をします。キッズクラブを退室する際に、お子さん専用の二次元コードを読み取り^(※)、一斉下校します。

※ 二次元コードを読み取ると、事前登録したメールアドレスに退室のお知らせが届きます。

イ 最終下校時刻後（保護者によるお迎え）

お迎え時に、保護者の方からB棟中通路のインターホンで「学年・組・お子さんのお名前」をお伝えいただき、キッズクラブのスタッフがお子さんに声かけし、帰宅の準備をします。保護者の方が、キッズルームまでお越しになりましたら、お子さんを引渡し、お子さん専用の二次元コードを読み取ります。^(※)

※ 二次元コードを読み取ると、事前登録したメールアドレスに退室のお知らせが届きます。

II-9 キッズクラブの利用にあたってのお願い

(1) 利用時間の順守

学校休業日や土曜日において、朝、キッズクラブの開所時間より早く来て、クラブの開所まで外で待つお子さんがいらっしゃいます。お子さんが開所時間以降に放課後キッズクラブに到着するよう、ご協力をお願いします。特に、夏休み等の猛暑時は日陰がない場所もありますので、熱中症予防のための配慮をお願いします。

また、放課後キッズクラブの開所時間は午後7時までのため、必ず午後7時までにお迎えに来るようにしてください。

これら、キッズクラブの利用にあたってのルールを守っていただけない場合は、利用をお断りさせていただきますことでもありますので、あらかじめご了承ください。

(2) 登下校についての注意

キッズクラブの利用児童の行き帰りは、保護者の責任の下で行われるものとしています。お迎えがない時の帰りや、学校休業日の行き等での事件・事故等についてキッズクラブや横浜市は責任を負いませんので安全を十分に確認した上でクラブを御利用ください。

キッズクラブに参加してから習い事等に行くことや、最終下校時刻までは習い事に行ってから再びキッズクラブに戻ってくることも可能ですが、登下校と同様に保護者の責任の下で行われますので御注意ください。

Ⅱ-10 事故が起きた時の対応

軽度のけがの場合	重度のけがの場合
① キッズクラブのスタッフが状況を確認し、応急処置を行います。 ② 保護者に連絡 ^(※1) を取り、対応を相談します。 (キッズクラブで静養して過ごす、迎えに来てもらう、医療機関で診察を受ける ^(※2) 等)	① キッズクラブのスタッフが状況を確認し、救急車を呼びます。 ② 保護者へ連絡 ^(※1) をします。 ③ 救急車が到着したら、スタッフが付き添って病院へ向かいます。 ④ 保護者に状況を報告します。 ⑤ 区役所こども家庭支援課へ事故報告書を提出します。

※1 保護者との連絡がつかない場合は、状況を判断して臨機応変に適切な対応を行い、連絡がつき次第、経過を説明します

※2 首から上及び腹部の打撲等は、症状の有無によらず、医療機関で受診するようお願いします。

【「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」への掲載について】

キッズクラブの活動中に、重大な事故が発生した場合については、事業所名・氏名・小学校名等の個人の特定につながる情報を除き、内閣府が公表している「特定教育・保育施設等における事故情報データベース（以下、事故情報データベース）」へ事故の概要が掲載されます。保護者の方から要望があった場合は、一部の項目について非公表とすることが可能です。

そのような事故が発生しないようスタッフ一同努めて参りますが、万一発生してしまった場合には、事故情報データベースへ掲載される旨、あらかじめご理解くださいますようお願いいたします。

<内閣府ウェブサイト>特定教育・保育施設等における事故情報データベース

<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12772297/www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/data/index.html>

Ⅲ 利用に当たっての各種手続き等について

Ⅲ-1 利用申込

(1) 利用申込

放課後キッズクラブの利用申込は年度単位（4/1～3/31）で行います。

【年度当初から利用】

4月から利用を希望する場合は以下の申込締切日までに、必要書類を揃えたうえで、システムで申込みをしてください。

利用区分	利用登録に必要なもの	申込締切（4月利用）	
		在校生	新1年生
わくわく 【区分1】	・保険料（700円）の領収書 ・「学校生活管理指導表」の写し（アレルギーがある場合）	令和7年3月10日	令和7年4月7日※
すくすく 【区分2A・B】	・保険料（700円）の領収書 ・「学校生活管理指導表」の写し（アレルギーがある場合） ・留守家庭児童等を証明する書類	令和7年3月14日	令和7年3月14日

【年度途中から利用】

年度途中から利用する場合は、上記「利用登録に必要なもの」を揃え、利用希望月の前月25日までにお申し込みください。

<留守家庭児童等を証明する書類>

保護者の状況	各種証明書等
会社員、公務員等	<u>就労（予定）証明書</u> （配布資料をご確認ください）
勤務予定者	
産休中及び育休中	
自営業	<u>自営業従事者等申告書</u> （配布資料をご確認ください）
病気の方 看護・介護中の方	<u>病気・障害等申告書</u> （配布資料をご確認ください）※1 ※診断書等、状況が確認できる書類を添付してください。
障害のある方	<u>病気・障害等申告書</u> （配布資料をご確認ください） ※身体障害者手帳等、障害の状況が確認できる書類を添付してください。
求職中の方	<u>求職活動申告書</u> （配布資料をご確認ください）※2
在学中（中学生、高校生除く）	<u>学生証の写し又は在学証明書</u>
震災、風水害、火災その他の災害の 復旧に当たっている方	<u>罹災証明書</u> ※地震による家屋損壊・区役所 地震による火災・消火損、火災及び風水害による被災・消防署で発行しています。

※1 病気・障害等申告書の「出産」については、原則として、出産（予定）日から起算して8週間前の日の属する月の1日から、出産日から起算して8週間後の日の翌日の属する月の末日までです（多胎妊娠の場合は、出産（予定日）の前14週間、後8週間となります）。

※2 求職活動を理由にすくすく【区分2 A・B】に登録できるのは、登録日から3か月です。就労後は、すみやかに就労（予定）証明書をシステムで提出してください。

(2) 利用料減免

利用料の減免を希望される場合は、以下のフロー図及び表をご確認いただき、「放課後キッズクラブ利用料減免申請書」（配布資料をご確認ください）と提出書類をまとめてクラブに直接御提出下さい（P19）。

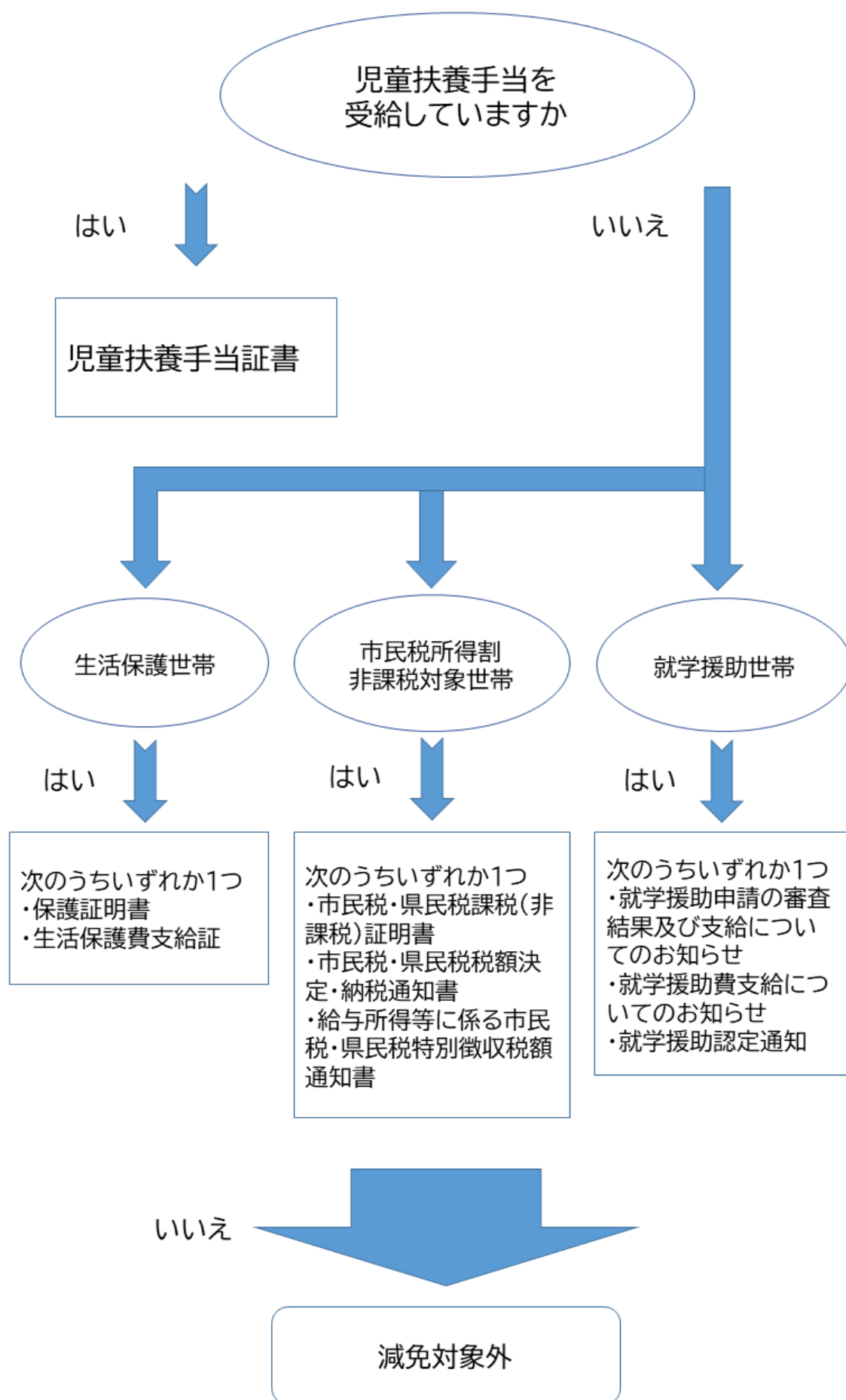
提出書類及び方法は、事前にクラブに確認の上、ご準備をお願いいたします。

※提出書類や提出時期は対象となる方によって異なります。

なお、年度途中で減免の対象となったこと等により、利用申込後に減免を希望される場合は提出書類をご準備いただき、クラブへお申し出ください。

申請期限は当該年度の12月末までです。期限が過ぎた場合には、減免申請の対象とすることが原則としてできませんので、ご注意ください。

【提出書類フロー図】



提出書類	提出時期	備考
児童扶養手当証書【写し】 (※1)	キッズクラブの申込時 又は 減免の適用を受けようとする時	有効期限内の証書に限ります。
保護証明書【原本】		保護証明書の発行は、区役所生活支援課生活支援係の担当ケースワーカーに依頼してください。(無料です。)
生活保護費支給証【写し】		
市民税・県民税課税(非課税)証明書【原本】(※2)		区役所税務課や行政サービスコーナーで取得することができます(1件につき300円がかかります)。(※3)
市民税・県民税税額決定・納税通知書【写し】(※2)		区役所で納入している場合は、区役所から送付されます。(※3)
給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額通知書【写し】(※2)	学校から受理次第 速やかに	勤務先で徴収されている場合は、勤務先からもらえます。(※3)
就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせ【写し】		・4月当初に申請をされた方は、7月下旬頃に学校から送付されます。4月以降に支払われた利用料については遡って減免が適用され、減免相当額は後日返金されます。(※4) ・年度途中から就学援助を受ける場合は、就学援助の対象となる事由が発生した月をお申し出ください。当該月から減免の適用となります。 ・新入生を対象とした「入学準備費」とは異なります。
就学援助費支給についてのお知らせ【写し】		
就学援助認定通知【写し】		

※1 児童手当や特別児童扶養手当は対象となりません。

※2 市民税所得割非課税世帯の証明書は個人ごとに発行されます。世帯での非課税を確認するために、世帯全員の証明書をご提出ください。

※3 減免を受けようとする月により、提出していただく証明書・通知書の年度が異なりますので、放課後キッズクラブへお問合せください。

※4 前年度に、就学援助を受けていることにより、利用料の減免を受けている場合は、4月から書類を提出するまでの期間の利用料は減免適用後の金額をお支払いいただくことができます。就学援助の審査の結果、対象ではない場合は遡って減免相当額をお支払いいただきます。

(3) 利用の決定

原則、放課後キッズクラブが利用申込の内容を確認し、利用が決定されると、システムで登録いただいたメールアドレスに通知が届きます。

また、新たに放課後キッズクラブを利用される場合は、利用開始前に保護者の方・お子さんとの面談を実施させていただく場合があります。(区分2【すくすく】への登録・個別支援級在籍の方は、面談必須とさせていただきます。)面談の日程については、利用の決定後に改めてお知らせします。

なお、ご提出いただいた利用申込の入力内容に不明な点があった場合や虚偽等があった場合は、放課後キッズクラブの利用やすくすく【区分2 A・B】への登録をお断りさせていただくことがあります。その場合は、放課後キッズクラブ又は運営法人ライクキッズ株式会社から事前にご連絡させていただきます。

(4) 新1年生の利用開始日

新1年生の利用開始日は、利用区分によって異なります。

利用区分	利用開始日
わくわく【区分1】	学校生活への影響を考慮し、利用開始は4月14日からとなります。 ただし、スポット利用(利用料800円+おやつ代)の場合は、4月1日から利用することができます。
すくすく【区分2】	4月1日から利用することができます。

<新1年生の利用にあたっての注意事項>

利用区分にかかわらず、新1年生が4月1日から4月14日までの間に利用する場合は、保護者等による送迎が必要となります。

Ⅲ-2 利用予定

(1) 利用予定の登録

キッズクラブの利用予定は原則前月の月末までにシステムで登録してください。利用予定にない急な参加はできませんのでご承知おきください。なお、〆切後に、登録した月の利用予定に変更が生じた場合の変更は次の表を御確認いただき対応してください。

	予定の新規登録	キャンセル	時間変更
〆切まで	前月月末までにシステムに登録		
〆切後	クラブに直接御連絡下さい	クラブに直接御連絡下さい	前日までにシステムに登録

(2) プログラムの申込

システムで、プログラムの案内及び申込のための専用ページがありますので、プログラムの詳細を確認の上、申込をお願いいたします。

Ⅲ-3 利用区分の変更

利用登録後、就労状況等の変更により、年度途中で利用区分を変更したい場合には、システムで利用区分の変更申請をしてください（月途中での利用区分の変更は原則できません）。

また、利用区分変更申請は、原則変更希望月の前月 25 日までに行ってください。ただし、夏休み（7・8 月）については、定員調整が必要になる場合もあるため、原則 6 月 30 日までに行ってください。

なお、利用区分の頻繁な変更は、生活リズムが崩れるなど、お子さんの負担となる場合もありますので、極力お控えくださいますようお願いいたします。

<留守家庭児童等を証明する書類の提出について>

- ・年度途中で、新たにわくわく【区分1】からすくすく【区分2 A・B】に変更する場合には、利用区分変更申請時に「留守家庭児童等を証明する書類」（P17）の添付が必要となります。
- ・一度すくすく【区分2 A・B】に登録していた方でも、わくわく【区分1】からすくすく【区分2 A・B】に変更する場合には、利用区分変更申請時に「留守家庭児童等を証明する書類」（P17）を添付していただくなど、留守家庭児童等に該当するか確認をさせていただきます。
- ・すくすく【区分2 A・B】間の変更（【区分2 A】⇔【区分2 B】）は、利用区分変更申請時の「留守家庭児童等を証明する書類」の添付は不要です。
- ・勤務先が変わるなど、就労状況等が変わった場合には、システムで、改めて留守家庭児童等を証明する書類の添付が必要となります。

Ⅲ-4 利用料等の支払方法

利用料等は、口座振替（口座引き落とし）によるお支払いとなります。

口座の登録はインターネットですることができます。

登録案内を事前にお渡しさせていただきます。申請完了後に保護者番号を通知いたしますので、案内に沿って口座登録をお願いします。

	手法	引き落とし日	注意事項
すくすく【区分2】の利用料	口座振替	毎月25日	
わくわく【区分1】のスポット料金・すくすく・ゆうやけ【区分2A】の延長料	口座振替	毎月25日	
おやつ代・プログラムの材料費等（実費）	口座振替	毎月25日	

※入金期限は引き落とし日の前日です。

※引き落とし日が土・日・祝日となる場合は、翌営業日が引き落とし日になります。

IV 非常災害時等の対応について

IV-1 警報発表時等の対応

(1) 警報発表時の対応

		警報発表時の放課後キッズクラブの対応 【浸水対象外】
学校がある日	登校前	午前6時の段階で、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、学校は児童の安全確保のため、全市一斉に「臨時休校」となります。 放課後キッズクラブは、児童の安全対策を最優先としたうえで開所し、<u>すくすく【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポット利用のお子さんのみ受入れを行います。</u> なお、利用する場合は、<u>必ず保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。</u> ※<u>特別警報発表時は、閉所となります。</u>
	登校後	児童登校後、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、 児童の安全対策を最優先としたうえで放課後キッズクラブを開所し、<u>すくすく【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポット利用のお子さんのみ受入れを行います。</u> スポット利用以外のわくわく区分のお子さんは、基本的には学校での対応となります。 なお、警報発表中は、児童の帰宅時間に関わらず、<u>必ず保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。</u> ※<u>特別警報発表時は、放課後キッズクラブは閉所となります。</u>
	放課後	クラブの開所時間中に横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、児童の帰宅時間に関わらず、利用しているすべての児童の<u>保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。</u>児童はお迎えが来るまで放課後キッズクラブで待機します。 ※<u>特別警報発表時は、帰宅の安全が確保されるまで、児童は利用区分にかかわらず、放課後キッズクラブで留め置きとなります。</u>
学校がない日	-	午前6時の段階で、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、 放課後キッズクラブは、児童の安全対策を最優先としたうえで開所し、<u>すくすく【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポット利用のお子さんのみ受入れを行います。</u> なお、利用する場合は、<u>必ず保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。</u> ※<u>「特別警報」発表時は閉所します。</u>

※ 交通機関が不通となる場合もありますので、できるだけ早いお迎えをお願いします。

※ 利用児童が全員帰宅した場合、クラブをその時点で閉所することがあります。その場合、システムで閉所をお知らせするとともに、午後7時までは連絡が取れる体制になっていますので、下記連絡先までお問い合わせください。【連絡先】×××-××××-××××

警報発表時等で通常と開所時間が異なる場合は、職員がキッズクラブに到着してから利用可能になります。システムで開所される時間を連絡しますので、指定の時間以降のご利用をお願いします。

(2) 公共交通機関の計画運休が発表された場合

原則として、すくすく（ゆうやけ・ほしぞら）【区分2 A・B】及びわくわく【区分1】のスポットのみの受入れとなります。また、児童の安全を考慮し、状況に応じて、来所の自粛やお迎えを要請することがあります。

※「公共交通機関の計画運休が発表された場合」とは、市内鉄道会社（JR 線・東急線・みなとみらい線・京急線・相鉄線・市営地下鉄線・横浜シーサイドライン）の計画運休が判明した場合とします。

(3) 交通機関の計画運休等に伴い、職員の配置が困難な場合の対応

気象警報等が発表されていない場合であっても、当日中に特別警報の発表が想定されている状況において、公共交通機関の計画運休や交通状況により、事前に把握している利用児童数に合わせた条例基準の職員配置が困難な場合には、閉所する場合があります。

IV-2 熱中症警戒アラート等発表時等の利用

IV-2 熱中症警戒アラート等発表時等の利用について」は令和6年度時点の運用を記載しています。令和7年度からの運用が変更になる場合は別途お知らせします。

【わくわく（区分1）】

猛暑時には外出時のリスクや熱中症の危険が特に高くなるため、「熱中症警戒アラート」が前日の午後5時にまたは当日の5時に発表された場合、原則わくわく【区分1】の利用を休止します。

また、「熱中症特別警戒アラート」が前日の午後2時に発表された場合も同様の対応とします。近年の放課後キッズクラブの登録児童数の増加等により、室内の活動場所の確保に苦慮しており、事業の位置づけが「遊びの場」であるわくわく【区分1】は児童の安全な活動のために利用を休止します。御理解と御協力をお願いいたします。詳細は、キッズクラブにお問い合わせください。

【すくすく（区分2 A・B）】

すくすく【区分2 A・B】に関しては「生活の場」として位置付けているため、「熱中症警戒アラート・熱中症特別警戒アラート」が発表されてもご利用いただけます。ただし、特に夏休み期間は長時間の活動であり、猛暑時は外遊びができないことも想定されることから、家庭で過ごすことが可能な場合には、キッズクラブの利用を控えることや計画的なご利用についてもご検討いただきますようお願いいたします。

アラートの種類	概要
熱中症警戒アラート	・発表は1日2回、前日の午後5時と、当日の午前5時 ・暑さ指数の値が33以上と予測された場合、気象庁の府県予報区等を単位として発表 ・わくわく【区分1】に利用制限等あり
熱中症特別警戒アラート	・発表は1日1回、前日の午後2時 ・気温が特に著しく高くなることにより、熱中症による重大な健康被害が生ずる恐れのある場合（暑さ指数の値が「35以上」）に発表されます。 ・わくわく【区分1】の利用制限等の対応については「熱中症警戒アラート」と同様ですが、より一層熱中症への対策をお願いします。

【熱中症警戒アラート等に関するメール等配信サービス】

ご家庭でも以下のアドレスから「[熱中症警戒アラート等 メール配信サービス](#)」にご登録いただけます。

環境省・気象庁が発表する熱中症警戒アラートについて、1日2回、登録した区域で熱中症警戒アラートが発表されたとき、速やかにメールが配信されます。

サービス	URL	二次元コード	配信時刻等
横浜市防災情報Eメール	https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/iza/jyoho/email.html		前日午後5時頃及び当日午前5時頃
環境省熱中症警戒アラート等メール配信サービス	https://www.wbgt.env.go.jp/alert_mail_service.php		前日午後5時頃及び当日午前7時頃
環境省公式 LINE アカウントによる情報配信	https://www.wbgt.env.go.jp/sp/line_notification.php		前日午後6時頃及び当日午前7時頃

※熱中症特別警戒アラートは、午後2時ごろに配信されます。

IV-3 地震

時間帯別の基本行動（例：震度5強以上の地震の場合）

放課後キッズクラブの対応		
学校がある日	登校前	地震がおさまった場合でも、当日は開所しません。
	登校時	地震がおさまった場合でも、当日は開所しません。
	授業中	地震がおさまった場合でも、当日は開所しません。
	放課後	教職員が在校中であれば、学校の指示に従い、児童の保護及び保護者のお迎えの対応を行います。 教職員が不在の場合は、あらかじめ学校と取り決めを行った場所で児童を保護。参集してきた教職員に報告をしたうえで、指示に従います。

放課後キッズクラブの対応	
（キッズクラブ開所日） 学校がない日	(1) 開所前の地震発生 開所しません。 (2) 開所後の地震発生 児童の安全を確保し、あらかじめ学校と取り決めをした場所で待機します。 教職員が参集してきたら、状況を報告し、指示に従います。
習日	学校の対応に準じます。

IV-4 Jアラートを通じた緊急情報への対応

- ・神奈川県内にJアラートが発信された場合、児童が来所前であれば、自宅待機を原則とします。
- ・その後、上空通過や領海外に落下した場合は活動を再開します。なお、交通機関が停止しており、職員体制が整わない場合や職員の帰宅が困難になることが予想される場合においては、区こども家庭支援課と協議のうえ、開所時間の変更や閉所を行う場合は速やかに保護者に周知します。
- ・ミサイルが横浜市内に落下した場合は、原則として閉所とします。

V その他

V-1 保護者会等

放課後キッズクラブでは、主に保護者に意見を聞く場として、半期に一回以上保護者会等を開催します。保護者会等は、保護者との関わりを目的とするため、保護者を集めて意見交換する場（オンライン含む）の他、保護者参画の親子プログラムや、利用者へのアンケートの実施も含まれます。

保護者の皆さまの御意見をいただく大切な場であるため積極的にかかわっていただくよう、御願い申し上げます。保護者会等の開催に当たっては、キッズニュース等で事前にお知らせいたします。

V-2 ご意見・ご要望等

放課後キッズクラブを利用するうえでのご意見・ご要望等がありましたら、汲沢小学校放課後キッズクラブまたは運営法人ライクキッズ株式会社までご相談ください。

【受付担当者】

汲沢小学校放課後キッズクラブ：佐藤

運営法人：ライクキッズ株式会社

V-3 お問い合わせ先

放課後キッズクラブ事業は、学校とは異なり、法人によって運営されているため、キッズクラブ事業に関することは直接キッズクラブへお問い合わせをお願いします。

（例：キッズクラブの出席、欠席に関すること、キッズクラブの運営全般・制度についてなど）

汲沢小学校放課後キッズクラブ TEL：881-7121 FAX：881-7121

運営法人 ライクキッズ株式会社 TEL：03-6431-9966 FAX：03-6431-9974

横浜市戸塚区こども家庭支援課 TEL：866-8485 FAX：866-8473